

## リスク分担表

リスクの種類		広島市	指定管理者
物価の変動			○
需要の変動			○
自然災害等の不可抗力	応急措置		○
	応急措置以外の経費の支出及び事業不能	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）			○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）		○	
小規模な修繕			○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※		○	
サービスや業務内容の変更		協議	

※補助事業及び1件当たりの費用が500万円以上のものとし、これに該当するか否かは、個別に広島市が決定します。また、基本的には広島市の負担としますが、指定管理者による修繕も可能とします。